

## 「民族共生の象徴となる空間」における 文化伝承等の活動について

（平成25年6月14日  
政策推進作業部会）

### 1. これまでの経緯、政府の検討状況

「民族共生の象徴となる空間」（以下「象徴空間」という。）については、平成24年7月、政府のアイヌ政策関係省庁連絡会議において、「『民族共生の象徴となる空間』基本構想」（以下「象徴空間基本構想」という。）が決定された。

これに基づき、政府では、平成25年夏を目途に、象徴空間における博物館に係る「基本構想」並びに文化伝承・人材育成活動及び体験交流活動（以下「文化伝承等活動」という。）の具体的な取組内容について、また、平成25年度中を目途に、象徴空間の整備・管理運営手法の在り方等について、それぞれ一定の結論を得べく、内閣官房を始め関係省庁において検討が進められている。

政策推進作業部会では、昨年11月来、文化伝承等活動に係る検討状況や各地域における説明会の状況等について、内閣官房から説明を聴取し、議論を行ってきた。これまでの議論を整理したものを別紙に示す。

### 2. 今後の検討に当たって

象徴空間は、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進を図るとともに、将来へ向けてアイヌ文化の継承を確実なものとし、新たなアイヌ文化の創造及び発展へ繋げていくための中心的な拠点、過去・現在・未来を通じた複合的意義を有する空間として整備されるものである。

こうした象徴空間の意義にかんがみて、その中核ともいるべき文化伝承等活動については、将来的な象徴空間の運営においてはもとより、企画立案段階から、その主たる担い手となるアイヌの人々の主体的かつ積極的な参画を得るとともに、とりわけ、将来を担う若い世代の声を可能な限り反映させていくことが望ましい。

象徴空間基本構想では、象徴空間の管理運営に関し、現在、白老町ポロト湖畔において、アイヌの人々が自ら運営し文化伝承等活動を積極的に実施している（一財）アイヌ民族博物館の人材及び知見を最大限活用することとされているが、象徴空間の管理運営の根幹に関わる文化伝承等活動の在り方については、同博物館の協力を得ながら、更に検討を深め、象徴空間整備後の円滑な運営に繋げていく必要がある。

このため、政府においては、（一財）アイヌ民族博物館の協力を得て、象徴空間における文化伝承等活動の更に詳細な内容、プログラム等について、別紙に示す方向性を参考しながら速やかに検討を深め、象徴空間の準備体制を整備すべきである。その際、特に象徴空間の将来を担う各地域出身の若手アイヌ等の参画を得るとともに、各地域との連携・協力関係の構築に向けた取組に着手することが必要である。

併せて、政府において、象徴空間の整備・管理運営体制についても可及的速やかに検討を進めていただき、当作業部会でも審議して参りたい。

## 象徴空間における文化伝承等活動の在り方

### 1. はじめに

- この文書は、「民族共生の象徴となる空間」基本構想（平成 24 年 7 月。以下「象徴空間基本構想」という。）を踏まえ、象徴空間における文化伝承・人材育成活動及び体験交流活動（以下「文化伝承等活動」という。）の具体的な方向性を示すものである。
- 以下に示す具体的な方向性を踏まえ、今後、アイヌの人々の参画を得ながら、象徴空間における文化伝承等活動に関するより詳細な内容、プログラム等を作成していく必要がある。
- また、象徴空間内の施設等に関する検討に当たっては、以下に示す具体的な方向性の実現に向けた環境整備に十分な配慮を行うものとする。

### 2. 象徴空間における文化伝承・人材育成活動

#### (1) 「ナショナルセンター」としての役割

- 象徴空間は、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとして、将来に向けたアイヌ文化の継承を確実なものとし、新たなアイヌ文化の創造及び発展に繋げていくための中心的な拠点となることが期待される。
- この際、象徴空間における取組を充実したものとするのみならず、象徴空間によって、各地域における文化伝承等の取組がより活性化され、全体として有機的な連携が確保される必要がある。
- こうした観点から、象徴空間における文化伝承・人材育成活動は、以下の点を指針として構成される必要がある。
  - ① アイヌ文化の学習・実践の場の提供：各地域の幅広い世代の人々がいつ訪れても、アイヌ文化を学び、実践し、体験できるような場とすること。

- ② 文化伝承等の中核となり得る人材の育成：アイヌ文化を総合的及び体系的に学び、象徴空間内外でアイヌ文化伝承活動等の中核となり得る人材を育成すること。
- ③ 文化伝承・体験交流活動等に従事するスタッフの確保：アイヌ文化に通曉し、職業として文化伝承・体験交流活動等に従事するスタッフを確保すること。

○ 以下では、①～③に対応した方向性を示すとともに、アイヌ文化の各分野別の方針については、後述4で示す。

## (2) 各種公開講座等の提供等

- 象徴空間は、アイヌ文化伝承活動の拠点として、白老地方のみならず他地域を含む多くのアイヌの人々が様々な文化実践・伝承活動を行うことができるような場とする必要がある。
- このため、象徴空間では、具体的に次のような取組等を行う。
  - ① アイヌ語、舞踊・音楽、工芸、料理等のアイヌ文化の各分野、また、アイヌ文化の基礎となる世界観、自然観や歴史等に関する公開講座を開設する。その際、例えば夏期における短期集中講座を始め、短期から長期にわたる滞在型プログラムを提供するなど、期間、レベル、分野等、多様な文化伝承・人材育成のニーズに対応できるようにする。
  - ② 実践的な調査研究の成果等を踏まえた伝統的儀式等の実践・伝承に当たり、その性質上可能な範囲内で公開する。
  - ③ 象徴空間内の伝統的家屋（チセ）等の施設や周辺の自然空間を有効に活用して、様々な文化実践・伝承活動が可能となるよう、施設整備に当たって配慮するとともに、自然空間を含めた円滑な利用調整の仕組みを構築する。
  - ④ 上記のほか、例えば、公開講座をビデオやインターネット等を通じて遠隔地においても学ぶことを可能とするなど、象徴空間における様々なリソースの幅広い提供に努める。

## (3) 総合伝承者育成事業（仮称）

## ① 趣旨

- 象徴空間では、自然空間等のリソースの総合性を活用し、アイヌ文化を総合的及び体系的に学び、象徴空間内外でアイヌ文化伝承活動等の中核となり得る人材を育成するための「総合伝承者育成事業」（仮称）を実施する。

## ② 内容

- 総合伝承者育成事業（仮称）は、現在、白老地域イオル再生事業で行われている担い手育成事業を充実強化した、アイヌ子弟数名による3年間程度の長期滞在型研修とする。
- 研修期間中は、アイヌ文化の主要要素全般を広く学ぶとともに、その根底となるアイヌの精神文化、世界観等を体得するようなカリキュラムとなるよう配慮する。また、研修生の関心や得手不得手に応じてより専門的な分野に特化して学ぶことも可能となるよう工夫する。

## ③ 将来の進路

- 研修終了後は、他地域での文化伝承活動への従事や大学進学といった進路のほか、優秀な者については、象徴空間でのインターン（2年間程度）を経て、象徴空間の専門スタッフ（仮称）として採用し、象徴空間における文化伝承活動や体験交流活動の企画立案に当たるなど、象徴空間の中核を担うスタッフとなるといった進路を提供できるよう検討する。

## （4）象徴空間の専門スタッフ（仮称）

### ① 趣旨

- 象徴空間は、アイヌ文化を伝承する拠点となるとともに、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進を図るために拠点でもあり、例えば、来訪者に対するアイヌ文化の解説や一般の人々を対象とした体験交流活動等の実施に当たっては、アイヌ文化に関する十分な知見を有するスタッフが当たることが必要である。

- このため、象徴空間においては、職員として、その体験交流活動等の運営に従事しながら、アイヌ文化を伝承していく「専門スタッフ」（仮称）を確保することが必要である。

## ② 主な役割

- 「専門スタッフ」（仮称）が担うべき主な役割としては、次のようなものが挙げられる。なお、以下の例示は、すべての役割を同一人が担うことを見定しているものではなく、各人の能力、経験等に応じて適切に役割分担することが期待される。
  - ・ 一般の人々を対象とした体験交流活動等の企画立案
  - ・ 古式舞踊、伝統的儀式、伝統工芸を始めとするアイヌ文化の伝承活動、儀式等の復元を含む実践的な調査研究
  - ・ 来訪者への古式舞踊の披露、アイヌ文化に関する解説・ガイド、体験交流活動の指導
  - ・ アイヌ語による情報発信、翻訳
  - ・ 他地域における文化伝承・普及啓発活動（出張講演等）等

## ③ 人材の確保及び養成

- 年齢構成等に配慮しつつ、総合伝承者育成事業（仮称）の修了生をはじめ、広く意欲と能力ある人材を確保するとともに、象徴空間内で行われる公開講座等の各種活動を活用した更なる研鑽の機会を提供して、アイヌ文化が世代間を通じて確実に伝承されるよう、戦略的に人材を養成及び確保する必要がある。
- 特に、象徴空間開設時における人材の確保に当たっては、（一財）アイヌ民族博物館の人材及び知見の活用に十分配意する必要がある。

# 3. 象徴空間における体験交流活動

## （1）体験交流活動の方向性

- 象徴空間は、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進を図るための中心的な拠点としての役割を果たすことが期待される。このためには、充実した体験交流活動の機会を提供することにより、博物館における展示等の機能と相まって、来訪者が異なる文化や価値観を

理解・尊重する契機を創出することが重要である。

- 現在、北海道白老町では、（一財）アイヌ民族博物館によって、古式舞踊の披露や講話の他、文様の刺繡・彫刻やムックリ製作・演奏、伝統料理の体験等、様々な体験学習メニューが提供されており、修学旅行生を始め多くの来訪者が参加している。
- また、白老地域イオル再生事業においても、アイヌの伝統的漁法や遊び等に関する体験、自然観察等を通じて、アイヌの世界観、自然観等を学ぶ体験交流事業が実施されており、地元の子供たちを中心として多くの参加者を集めている。
- こうした取組は、象徴空間の意義に合致するものであることから、引き続き継続するとともに、更に充実強化し、伝統的家屋（チセ）や広場、ポロト湖周辺の豊かな自然等を活用して、古式舞踊の公演・体験、伝統工芸の実演・体験、伝統料理の体験等を始めとするアイヌ文化の多様な要素の体験に加え、アイヌの世界観、自然観等を子供から大人まで一般の人々が学ぶことができるような体験交流機能を提供する。

## （2）体験交流メニューの検討に当たり考慮すべき事項

- 国内外の人々がアイヌ文化に触れ親しみ、また、来訪者同士が交流することを通じて、象徴空間が民族共生の理念にふさわしいふれあいの空間となるようとする。
- 伝統的家屋（チセ）等において、“語り部”となるアイヌの古老や地域のアイヌの人々等から、昔の暮らしぶりや物語などを聞く機会を提供したり、海・山・川等の自然の中で、アイヌのガイドによりアイヌ文化を体験するなど、アイヌの人々との「顔の見える交流」を確保する。
- 象徴空間を訪れる子供たちが、アイヌの子供の遊び、アイヌ民話の絵本、アイヌ語での遊び等を通じて、幼少期からアイヌ文化に触れ親しむ機会を提供する。
- アイヌ文化に対する関心や評価を高め、魅力ある新たなアイヌ文化の創造の基盤を強化するため、国内外の他文化や海外の先住民族文化等との交流を促進し、象徴空間において、これら他文化を紹介するような“文化祭”を定期的に開催する。

- なお、白老町内及び周辺市町村に存在するチャシその他のアイヌ関連史跡、施設等との有機的な連携にも十分配慮するものとする。

#### 4. 分野別の取組の方向性

##### (1) 総論

- 象徴空間においては、子供から大人まで、アイヌの世界観、自然観等を学ぶことができるような工夫を図る必要がある。
- 象徴空間では、各地域との連携・協力により、以下のようなアイヌ文化全般にわたって、総合的に取り扱うことを基本とし、これにより、アイヌ文化の全体像やそれに通底するアイヌの世界観、自然観等を導入部分から体得できるような環境を整備する。

・アイヌ語	・伝統的儀式
・舞踊・音楽	・建築
・工芸（木彫、刺繡、織物等）	・自然素材の確保
・伝統的生業（狩猟・漁労・採集・料理等）	等
- ただし、すべての分野に関する人材を象徴空間に確保する趣旨ではなく、例えば、各地域の優れた人材を講師として期間限定で象徴空間に招聘したり、工芸等に係る高度な技能の習得に当たっては、平取等の他地域で学ぶなど、各地域との有機的な連携を確保するものとする。

##### (2) アイヌ語

###### ① 象徴空間の“公用語”としての位置付け

- 象徴空間においては、アイヌ語に第一言語、いわば“公用語”としての位置付けを与える。
- 具体的には、次のような取組を行う。なお、使用するアイヌ語の方言については、有識者の意見を伺いつつ更に検討する。
  - ・ 象徴空間全体を指すアイヌ語の“愛称”を今後公募する。
  - ・ 象徴空間内において、「イルンカラプテ」「イヤイライケレ」など簡単な挨拶は、アイヌ語によることを基本とし、来訪者にも使用を

推奨する。

- ・ 場内アナウンスについては、まずアイヌ語で放送した後、その次に日本語等の言語で放送する。
- ・ 様々な掲示や展示説明等については、可能な限りアイヌ語と日本語、他国語を併記する。
- ・ パンフレット、ホームページ等については、アイヌ語を本文として日本語訳又は他国語訳を併記する。
- ・ この他、子供達がアイヌ語の遊びなどでアイヌ語に親しめるような工夫を行う。

## ② アイヌ語に関する学習・翻訳拠点としての位置付け

- アイヌ語の学習環境として、いわば“アイヌ語漬け”が可能となるような環境整備を行うとともに、「言語の巣」を始めとする海外における先住民族言語の復興事例を参考に、アイヌ語に関する先進的な取組を実験的に実施し、各地域に普及する機能を果たす。
- また、①の取組に必要なアイヌ語への翻訳、その際に不足する語彙の整備のほか、こうした機能を果たすための人材養成等を検討する。

## (3) 舞踊・音楽

- 各地域の古式舞踊保存会等とも連携しつつ、古式舞踊・音楽の伝承活動を行うとともに、保存会等による舞踊等の披露の機会を提供する。
- また、来訪者を対象とする古式舞踊・音楽の公演を、毎日定期的に実施する。公演については、体験交流ゾーンの伝統的家屋（チセ）のほか、夏季好天時には、中央広場ゾーン等の屋外で、冬季・雨天時には屋内ホールで披露することができるよう、季節及び天候に対応した環境整備に努める。
- さらに、現代的な舞踊・音楽の創作披露の機会等も提供する。
- 加えて、象徴空間スタッフによる各地での出張公演も実施する。

## (4) 工芸（木彫、刺繍、織物等）

- 象徴空間内に整備される工房や伝統的家屋（チセ）等を活用し、平

取等他地域と連携して、木彫、祭具、刺繡、織物、編み物等の伝統工芸の伝承活動を行う。

- また、工房やチセでは、来訪者が伝承・製作風景を見学できるようになるとともに、体験学習施設等では、修学旅行生等を対象とした体験学習（製作体験）を実施できるようにする。
- さらに、現代作家を含む各地域の工芸家が象徴空間に滞在して製作活動を行うことを可能とするとともに、象徴空間内で製作された作品や他地域の作品を、象徴空間内で展示・販売できるようにする。

#### （5）伝統的儀式

- 象徴空間における実践的な調査研究を通じて、様々な伝統的儀式を復元し、実践・伝承活動を行う。その際、性質上可能な範囲内で公開する。

#### （6）建築（チセ等）

- 体験交流活動等に使用される伝統的家屋（チセ）等のほか、屋外展示として、様々な地域のチセを再現し、一定期間毎にいわば“展示替え”を行う過程を通じて、建築技法を伝承していく。

#### （7）伝統的生業（狩猟・漁労・採集）、料理等

- 伝統的生業の伝承活動に当たっては、種々の制度的制約が存在することが想定されるが、これまで行われてきた体験交流の取組を継承しつつ、文化伝承の内容等について更に検討する。

#### （8）自然素材の確保

- 象徴空間では、白老地域イオル再生事業の取組を継承・再編することとされており、自然素材の確保を目的とした取組の成果については、象徴空間において継承することを基本としつつ、更に検討する。

### 5. 他の地域の取組等との連携・役割分担等について

- 「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告（平成 23 年 6 月。以下

「象徴空間作業部会報告」という。）においては、象徴空間と他の地域の取組等との関係について、「象徴空間の機能、施設等と、地域特性を踏まえた地域固有の取組とが連携・役割分担しながら、全体として効果的なアイヌ文化の振興等が図られるよう、必要な支援も含め配慮していく」こととされている。

- ここで、「全体として効果的なアイヌ文化の振興等」を図るためにには、アイヌの人々が北海道内をはじめ各地域に居住し、それぞれの地域特性等に根ざした文化的特色を守りつつ伝承活動を行っている現状や、各地域間の距離を十分考慮する必要がある。
- また、象徴空間作業部会報告以降の取組を見ると、例えば、平取町の「二風谷イタ」及び「二風谷アットウシ」が北海道で初めて伝統的工芸品に指定され、釧路市では阿寒湖アイヌシアター「イコロ」がオープンするとともに、イオル再生事業についても、札幌地域及び新ひだか地域で新たに事業着手されるなど、各地域において、その地域特性を踏まえた取組が一層盛んになっていると考えられる。
- 以上を踏まえるならば、望ましい方向性としては、各地域で行われている文化伝承等の取組を引き続き継続して支援するとともに、象徴空間において、各地域と連携・協力しつつ、新たな「学び」「実践」の機会を提供していくことによって、アイヌ文化の伝承活動等を全体としていわば底上げしていくのが適当であると考えられる。
- このため、以下のような方針を基本として、象徴空間と各地域の有機的な連携に努める。
  - ① イオル再生事業を含め、各地域で行われている文化伝承等の取組については、（公財）アイヌ文化振興・研究推進機構の事業等を通じて引き続き継続して支援する。
  - ② 象徴空間においては、アイヌ文化を総合的・体系的に学び、文化伝承活動の中核を担う総合伝承者（仮称）の育成に加え、例えば、各地域の古式舞踊保存会による舞踊披露や工芸作品の展示・販売等の機会を提供するほか、各地域の人々が象徴空間に来訪してアイヌ文化を実践することを可能とする。また、各地域での取組・イベント情報の紹介等を通じて、象徴空間への来訪者が各地域への関心を持ち、訪問するきっかけを作る。

③ さらに、必要に応じて、各地域での伝承活動等への人材派遣を行うとともに、象徴空間における効果的・先進的な取組事例等を各地域に紹介する。また、象徴空間における各種公開講座の実施に当たっては、ビデオやインターネット等を通じて、遠隔地においても学ぶことを可能とするなど、各地域における取組の活性化に資するよう象徴空間のリソースを活用する。

## 6. 留意事項

○ この文書の記述は、象徴空間で行われるべき取組の内容を上記のもののみに限定する趣旨ではなく、もとより、必要に応じ、新たな取組を追加することもあり得る。